

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和 7 年 7 月 1 0 日（令和 7 年（行情）諮問第 7 8 1 号）

答申日：令和 7 年 1 0 月 2 9 日（令和 7 年度（行情）答申第 5 1 0 号）

事件名：行政文書ファイル「平成 1 8 年度 決定 3」につづられた文書の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

「行政文書ファイル（平成 1 8 年度決定 3）に綴られた文書の全て」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる各文書（以下、順に「文書 1」ないし「文書 1 3」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成 3 1 年 4 月 1 5 日付け防官文第 7 3 5 4 号及び令和 7 年 3 月 2 1 日付け同第 6 7 8 2 号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分 1」及び「原処分 2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付書類は省略する。

（1）原処分 1 について

電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張。別紙 1（略））である。

本件開示決定で具体的な電磁的記録形式を特定していないのは、実質的な不開示決定（かつその事実の隠蔽）であり、その取消しと、具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

（2）原処分 2 について

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

エ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

オ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、対象文書に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年4月15日付け防官文第7354号により、本件対象文書のうち、文書1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和7年3月21日付け同第6782号により、本件対象文書のうち、文書2から文書13までについて、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及びその理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年7月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月24日 審議
- ④ 同年10月23日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮

問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、行政文書ファイル「平成１８年度決定３」につづられた文書の全ての開示を求めるものであったから、開示請求受付時点（平成３１年２月１４日）に当該行政文書ファイルにつづられていた本件対象文書を特定した。

イ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

- (２) これを検討するに、上記（１）アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記（１）イの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

- (１) 別表の番号１、４、７、１０、１３、１６、１９、２３、２７、３０、３４及び３７の不開示部分について

ア 当該部分には、異議申立人又は開示請求者の氏名、住所、電話番号及び印影等が記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法６条２項による部分開示の余地はなく、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (２) 別表の番号２、５、８、１１、１４、１７、２０、２４、２８、３１、３５及び３８の不開示部分について

ア 当該部分には、防衛庁における担当者の内線番号が記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることについては、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、法５条６号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

- (３) 別表の番号３、６、９、１２、１５、１８、２１、２５、２９、３２、

36及び39の不開示部分について

ア 当該部分には、防衛庁において作成された文書に係る起案者、決裁者及び担当者の氏名並びに印影等が記載されていると認められる。

イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、別表の上記番号の「不開示とした理由」欄のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁からおおむね次のとおり説明があった。

当該部分を開示すると、特定部署内の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、さらには特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求等が行われ、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

ウ これを検討するに、当該部分を開示すると、特定の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記イの諮問庁の説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表の番号22の不開示部分について

ア 当該部分には、映像写真班等の構成及びその構成員が実施する事項が具体的かつ詳細に記載されており、これらの情報から映像写真業務に従事する班の構成人数が推察されると認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、部隊の編成及び情報収集能力の詳細が明らかとなって、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表の番号26の不開示部分について

ア 当該部分には、対遊撃行動訓練の実施要領や訓練内容、実施部隊の編成等が記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、対遊撃戦の練度、能力及び訓練等における重視事項や部隊の具体的な編成が明らかになり、敵による攻撃を容易ならしめるなど、自衛隊の任務遂行に重大かつ具体的な支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が

害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 別表の番号33の不開示部分について

ア 当該部分には、日米共同で実施された訓練の具体的な内容等が記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、訓練の細部及び情報活動に係る運用能力等を推察させ、今後の効果的な情報活動に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 別表の番号40の不開示部分について

ア 当該部分には、特別警備隊の幹部自衛官について、幹部自衛官ごとの定員・現員の状況に関する情報等が記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、特別警備隊の組織・態勢、能力等が推察されるところとなり、同隊の任務の効果的な遂行に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

本件対象文書

- 文書1 行政文書開示決定通知書（平成14年9月13日付防官文第7864号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第1426号。平成18年6月15日）」のみ。）
- 文書2 行政文書開示決定通知書（平成18年2月2日付け防官文第767号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書3 行政文書開示決定通知書（平成16年7月9日防官文第6208号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書4 行政文書開示決定通知書（防官文第5284号。平成16年6月7日）による不開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書5 行政文書不開示決定通知書（平成18年1月4日付け防官文第18号ほか2件）による不開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書6 行政文書開示決定通知書（平成14年9月13日付け防官文第7864号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第1426号。平成18年6月15日）」を除く。）
- 文書7 行政文書開示決定通知書（平成16年4月23日付け防官文第4209号～第4214号及び同年5月26日付け防官文第5017号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書8 行政文書開示決定通知書（平成17年12月9日付け防官文第9239号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書9 行政文書開示決定通知書（平成18年2月3日付防官文第734号、776号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書10 行政文書開示決定通知書（平成17年6月24日付け防官文第5054号ほか2件）による不開示決定等処分に係る異議申立について
- 文書11 行政文書開示決定通知書（平成18年2月6日防官文第824号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書12 行政文書開示決定通知書（平成18年2月6日付け防官文第817号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書13 行政文書開示決定通知（平成16年4月13日付防官文第3819号）に対する異議申立てについて

別表

番号	本件対象 文書	不開示とした部 分	不開示とした理由
1	文書 2	1 枚 目、 2 枚 目、 1 2 枚目、 1 6 枚目、 2 6 枚目及び 2 8 枚 目から 3 0 枚目 までのそれぞれ 一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2		1 4 枚目及び 3 1 枚目から 3 5 枚目までのそれ ぞれ内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
3		1 4 枚目及び 3 1 枚目から 3 5 枚目までのそれ ぞれ一部（それ ぞれ内線番号を 除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
4	文書 3	1 枚 目、 2 枚 目、 1 0 枚目、 1 6 枚目、 1 7 枚目及び 1 9 枚 目のそれぞれ一 部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
5		8 枚目の内線番 号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時ある

			いは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
6		8枚目及び9枚目のそれぞれ一部（8枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
7	文書4	1枚目、2枚目、9枚目、16枚目及び19枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
8		8枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
9		8枚目の一部（内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とし

			た。
1 0	文書 5	1 枚 目、2 枚 目、1 0 枚目、 1 1 枚目、1 9 枚 目、2 0 枚 目、3 0 枚目、 4 0 枚目、4 1 枚 目、5 1 枚 目、5 2 枚目及 び6 2 枚目から 6 5 枚目までの それぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
1 1		2 8 枚目の内線 番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
1 2		2 8 枚目及び 7 5 枚目のそれぞ れ一部（2 8 枚 目の内線番号を 除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
1 3	文書 6	1 枚 目、2 枚 目、9 枚目から 1 1 枚目まで、 1 4 枚目、1 5 枚 目、1 7 枚目 及び 1 8 枚目の それぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
1 4		1 4 枚目の内線	国の機関が行う行政事務に関する情

		番号	報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
15		14枚目及び26枚目のそれぞれ一部（14枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
16	文書7	1枚目、2枚目、14枚目、15枚目、27枚目、28枚目、40枚目、41枚目、53枚目、54枚目、66枚目、67枚目、79枚目、80枚目、94枚目、106枚目、109枚目、112枚目、115枚目、118枚目、121枚目、124枚目から131枚目まで及び138枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

17		92枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
18		92枚目、93枚目及び144枚目のそれぞれ一部（92枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
19	文書8	1枚目、2枚目、8枚目、11枚目、17枚目及び18枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
20		9枚目及び118枚目から122枚目までのそれぞれ内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
21		9枚目及び118枚目から122枚目までのそれぞれ一部（それぞれ内線番号	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該

		を除く。)	事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条１号及び６号柱書きに該当するため不開示とした。
２２		６６枚目、６９枚目から７２枚目まで、７５枚目から７９枚目まで、８１枚目、８４枚目から９５枚目まで及び９９枚目から１０９枚目までのそれぞれ一部	自衛隊の組織・編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察されるとともに、自衛隊の情報業務に関する体制等に関する情報であり、これを公にすることにより、情報業務に関する能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
２３	文書９	１枚目、２枚目、１２枚目、１３枚目、１９枚目、２０枚目、２３枚目、３３枚目、３９枚目から４１枚目まで及び９１枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
２４		２１枚目、８６枚目、８７枚目、９０枚目及び１００枚目のそれぞれ内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。
２５		２１枚目、３３枚目、３９枚目、４０枚目、８６枚目、８７	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であ

		枚目、90枚目及び100枚目のそれぞれ一部（21枚目、86枚目、87枚目、90枚目及び100枚目のそれぞれ内線番号を除く。）	り、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
26		46枚目、48枚目から64枚目まで、66枚目から68枚目まで、70枚目、71枚目及び74枚目から84枚目までのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察されるとともに、自衛隊の組織・編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
27	文書10	1枚目、2枚目、8枚目、9枚目、15枚目、16枚目、26枚目、32枚目、38枚目、44枚目、47枚目、55枚目及び150枚目から152枚目までのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
28		24枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に

			支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。
２９		２４枚目及び２５枚目のそれぞれ一部（２４枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条１号及び６号柱書きに該当するため不開示とした。
３０	文書１１	１枚目、２枚目、１３枚目、２２枚目及び２５枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
３１		１１枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。
３２		１１枚目、１３枚目、１４枚目及び２２枚目のそれぞれ一部（１１枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条１号及び６号柱書きに該当するため不開示とした。
３３		３０枚目から３	自衛隊の教育訓練に関する情報であ

		3枚目までのそれぞれ一部	り、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察されるとともに、自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、情報業務に関する能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
34	文書12	1枚目、2枚目、10枚目、13枚目、21枚目及び22枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
35		11枚目及び55枚目から57枚目までのそれぞれ内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
36		11枚目、13枚目及び55枚目から57枚目までのそれぞれ一部（11枚目及び55枚目から57枚目までのそれぞれ内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
37	文書13	1枚目、2枚目、10枚目、13枚目及び23枚目のそれぞれ	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の

		れ一部	権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
38		8枚目及び19枚目のそれぞれ内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
39		8枚目、9枚目、10枚目及び19枚目のそれぞれ一部（8枚目及び19枚目のそれぞれ内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
40		24枚目から28枚目までのそれぞれ全て	自衛隊の組織・編成・定員・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

※枚数の表記は、当該行政文書全体の枚数で記載している。